

公益社団法人栃木県栄養士会定款（平成 24 年 4 月 1 日施行）

目次

第 1 章	総則（第 1 条—第 2 条）
第 2 章	目的及び事業（第 3 条—第 4 条）
第 3 章	会員（第 5 条—第 12 条）
第 4 章	総会（第 13 章—第 21 条）
第 5 章	役員（第 22 条—第 29 条）
第 6 章	理事会（第 30 条—第 34 条）
第 7 章	支部及び協議会（第 35 条—第 36 条）
第 8 章	資産及び会計（第 37 条—第 41 条）
第 9 章	定款の変更及び解散（第 42 条—第 45 条）
第 10 章	公告の方法（第 46 条）
第 11 章	事務局（第 47 条）
第 12 章	補則（第 48 条）
附則	

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人栃木県栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 本会は、県民の「自己実現をめざし、健やかに、よりよく生きる」とのニーズに応え、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、職業倫理と高度な専門性をもって、科学的根拠に基づく食と栄養の指導をとおして公衆衛生の向上に寄与することにより、社会的責務を果たすことを目的とする。

（事 業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 栄養改善における学術及び技術の振興に資する事業
- (2) 県民の健康の増進及び疾病の予防に資する事業
- (3) 一般消費者の利益の擁護または増進に関する事業
- (4) 児童、高齢者及び障がい者の福祉の増進に関する事業
- (5) 勤労者の福祉の向上に関する事業
- (6) 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業
- (7) 栄養改善に関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (8) とちぎ栄養ケア・ステーションに関する事業
- (9) 管理栄養士・栄養士の無料職業紹介事業
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、栃木県内において行うものとする。

第 3 章 会 員

（本会の構成員）

第 5 条 本会の会員は、次の 3 種とする。

- (1) 正会員 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条の規定の管理栄養士、栄養士の免許を有し、本会の目的に賛同した者
- (2) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は団体であって、理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 本会に特別に功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により総会の承認を得た者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になった時及び毎年、正会員又は賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し、団体においては解散したとき
- (3) 正会員において、管理栄養士若しくは栄養士の免許が取り消されたとき
- (4) 第8条の規定により退会したとき
- (5) 第9条の規定により除名されたとき

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

（賛助会員、名誉会員）

第12条 第5条に規定する賛助会員、名誉会員は本会の運営に関し、会長の求めに応じて総会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 総 会

（構成）

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第14条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第15条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催する他、必要ある場合に開催する。

（招集）

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員の中から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
- (2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第29条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は理事会の決議により会長が委嘱する。

3 顧問は無報酬とし、本会の重要事項について理事会の諮問に応じて、意見を述べる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で定められた順序により副会長が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び副会長並びに議事録署名人に選任された理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 支部及び協議会

(支部)

第35条 本会に、地域の特性に応じた事業の実施を行うため、別に定める地域ごとに支部を置くことができる。

2 支部の設置及び運営に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が定める。

3 支部は、理事会から諮問された地域に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

(協議会)

第36条 本会に、正会員の就業の専門性の高揚を図るため、別に定める職域ごとに協議会を置くことができる。

2 協議会の設置及び運営に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が定める。

- 3 協議会は、理事会から諮問された職域に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(役員が損害賠償責任の免除)

第41条 役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、事情を勘案して特に必要と認めるときは、最低責任限度額を限度として理事会の決議によって免除できる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、栃木県において発行する下野新聞に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 47 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置き、事務局長は理事会が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

第 12 章 補 則

(理事会への委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は、久保泉、豊田高子、小原淳子とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。